

札幌市水道局発注工事における請負代金内訳書の提出について

平成 29 年 7 月 25 日の中央建設業審議会において、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定）の改正が決定され、同日付けて実施について勧告がなされました。

札幌市水道局ではこの勧告を受け、札幌市水道局建設工事請負契約約款を改正し、平成 30 年 4 月 1 日以後に告示する工事から、下記のとおり法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることとしましたのでお知らせいたします。

「札幌市水道局建設工事請負契約約款」の一部改正

社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、受注者（元請業者）が作成し発注者に提出する「請負代金内訳書」の提出を義務付けるとともに、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする条項（第3条）を新設します。

（請負代金内訳書及び工事工程表）

- 第3条 受注者は、この契約締結後 5 日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工事工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。工事工程表は、工事の変更があったときも同様とする。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工事工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

請負代金内訳書の提出の概要について

■対象工事

当初設計金額が 250 万円超の工事（札幌市水道局建設工事請負契約約款を適用する工事）

■適用の時期

平成 30 年 4 月 1 日以後に告示する工事から、適用します。

■請負代金内訳書の作成

Excel（エクセル）形式で作成する場合は、入札情報サービスシステムの共通ファイルからダウンロードして使用できます。

作成する請負代金内訳書の設計総括表（設計内訳書の総括部分をいう）の内訳項目は、公示された工事費等内訳書のうち、工事価格までの内訳項目をそのまま転写してください。

請負代金内訳書の記入について

記載する様式は、下記例示にならってください。

請負代金内訳書(記載例)

請負代金内訳書									
札幌市水道事業管理者 様					平成 年 月 日				
JV(共同企業体)の場合は、JV名とともに 代表企業・代表者氏名も記載します。					住所 氏名				
工事番号	() 第	- 号	請負人	印	工事名	工 期	着 手 平成 年 月 日	しゅん功	平成 年 月 日
設計 総括表									
工事区分・工種・種別※	単位	数量	単価	金額	備考				
舗装				円					
撤去工				円					
路面切削工				円					
舗装工				円					
表層工	設計書の内訳項目は、通常、発注の 工事ごとに異なります。			円					
雑工				円					
区画線工				円					
直接工事費				円					
共通仮設費				円					
共通仮設費				円					
運搬費				円					
純工事費				円					
現場管理費				円					
工事原価				円					
一般管理費等				円					
工事価格				円					
消費税等相当額				円					
工事費計				円					

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

〇〇〇,〇〇〇 円)

- 提出部数 2部
- 提出先 監督員

※工事区分・工種・種別に記載する内容は、当該案件ごとに示す公示用設計図書の内容と同一とすること。

参 照

【国土交通省 見積書のHP】

建設業における社会保険加入対策について（法定福利費を明示した見積書の作成手順）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const Tk2_000080.html

各団体が作成した標準見積書

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const Tk2_000082.html

【国土交通省 建設工事標準請負契約約款のHP】

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/16_bt_000092.html

お問い合わせ先：札幌市水道局総務部総務課契約係 電話 011-211-7011